

クラス・アクションの意義

クラス・アクションとは 共通点をもつ一定範囲の人々（classという）を代表して一人又は数名の者が全員のために原告として訴えまたは、訴えられるとする訴訟形態

対象事件類型に限定がなく、原告・被告の属性にも限定がない一般的な制度

- 消費者訴訟
（コンピューターサービス料金、銀行、クレジットカード手数料等の料金設定の適切さをめぐる事件が多いとされる）
- 証券関連訴訟
- 不法行為訴訟（航空機事故、火災事故等の大規模事故等）
- 製造物責任訴訟
- 競争法関連訴訟
- 労働関連訴訟
- 市民権訴訟

利用状況に影響を及ぼす主要な出来事

- 1966（昭和41）年 連邦民事訴訟規則改正 損害賠償クラス・アクションの明確化
- 1974（昭和49）年 アイゼン事件連邦最高裁判決
（判別可能なクラスメンバーへの個別通知が必要・通知費用の原告負担）
（なお、この件では、控訴裁判所は地裁が認めた流動的賠償方式を否定した）
- 1980年代 大量被害不法行為訴訟の展開（懲罰賠償による賠償高額化）
- 1990年代 大量被害不法行為訴訟のクラス・アクションにおける展開
- 1990（平成 2）年 付加的管轄法理の成文化（28USC1367） 完全州籍相違における連邦管轄が拡大する効果
- 1995（平成 7）年 私人証券訴訟改革法（15USC78u-4, 78u-5:主任原告制、弁護士報酬の制限）
- 1998（平成10）年 証券訴訟統一基準法（15USC77p, 78bb(f):州裁判所の管轄制限）
- 2005（平成17）年 クラス・アクション公正法（連邦管轄の拡大、クーポン和解の際の弁護士報酬の規制等）

参考

藤本利一「米国クラス・アクションの現状とその問題点」関西社会経済研究所資料05-03所収

杉野文俊『米国の巨額PL訴訟を解剖する』

栗山徳子「Eisen事件とクラス・アクションの問題点」立正法学8巻3・4号所収

浅香吉幹「クラス・アクション」アメリカ法2006-2号所収

クラス・アクションの具体例

競争法事件・消費者事件

ニューヨーク証券取引所の端株取引業務をおこなっていた仲買業者とニューヨーク証券取引所に対し、共謀して端株取引を独占して手数料を不当な高額にしていたとして、顧客をクラスとして、反トラスト法違反を理由にクレイトン法による3倍賠償等を求めた事案。（Eisen事件, 417US156）

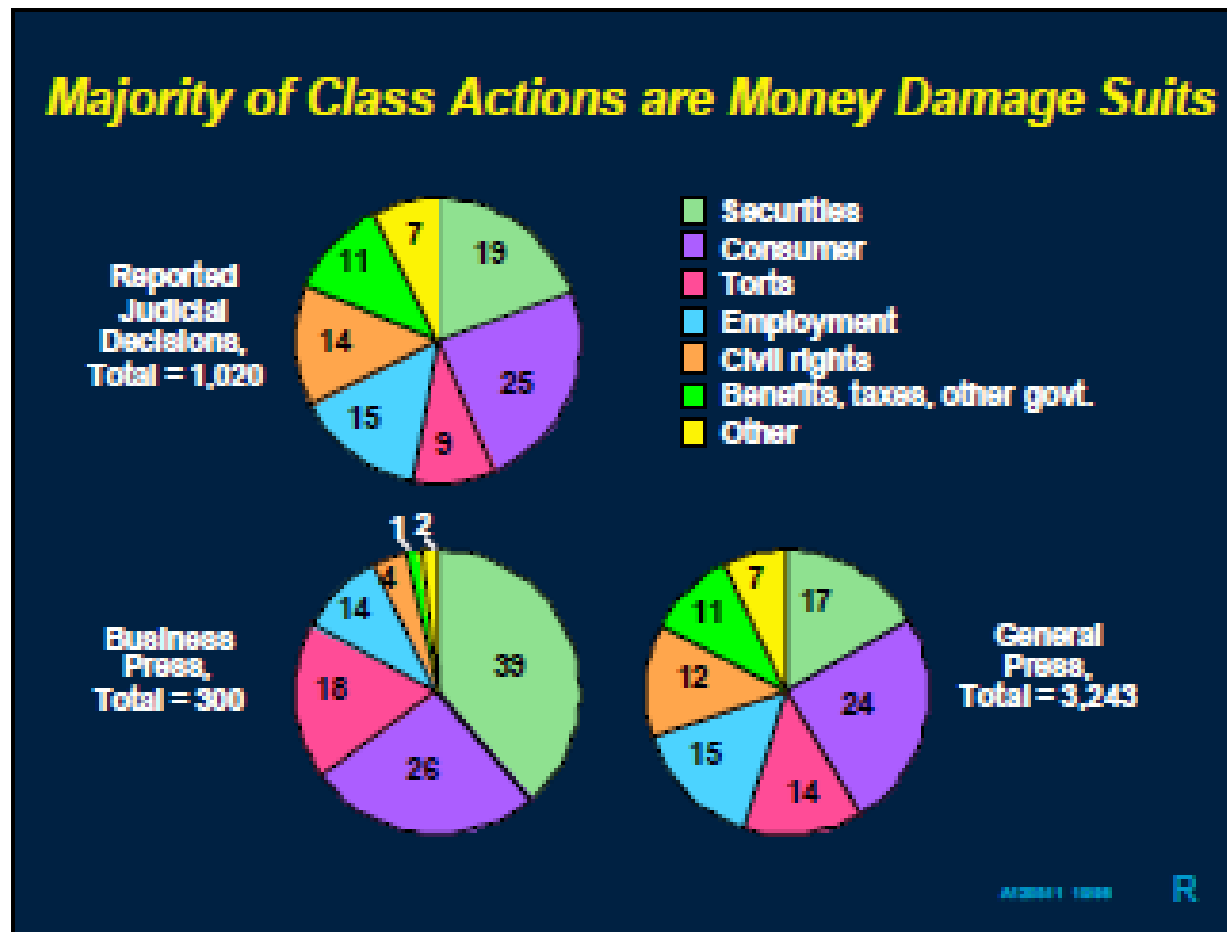
消費者事件

ある自動車メーカーでは、特定の車種の自動車の所有者等がエンジンに異音があると申し出ると、延長保証等の無償保証をあたえるエンジンノックノイズ調整プログラムがあった。ところがすべての所有者に調整プログラムに参加できることを告知していなかったとし、当該自動車メーカーに対し、調整プログラムについて告知されなかった車の所有者等をクラスとして、カルフォルニア州不正競争法に違反するとし救済を求めた事案。

あるMP3プレーヤーについて、販売者は、プレーヤーに搭載されている電池について、連続10時間再生が可能で27年間使用可能であると宣伝していたが、現実にはそのような性能はなかったとして、MP3プレーヤーの販売者に対し、MP3プレーヤーの所有者をクラスとし、消費者保護法、不正競争法、虚偽広告法に違反するとして、損害賠償等を求めた事案。

ある銀行が、年金の受け取り口座から手数料を徴収していたとして、銀行に対し、口座保有者をクラスとして、法律上年金の支給に関して手数料を徴収できないところ、手数料の法律的な効力について虚偽表示を行い十分な説明をしなかったとして、手数料返還や慰謝料請求等を求めた事案。

Figure 1
Distribution of Class Action Activity, By Type (1995-1996)



クラス・アクションの要件（連邦民事訴訟規則）

共通要件 (23条 (a))

- 多数性 クラスが多数ですべての構成員を併合することが実際には困難であること
- 共通性 クラスに共通する法律上若しくは事実上の問題があること
- 典型性 代表当事者の請求若しくは防御がクラスの請求若しくは防御の典型をなすものであること
- 適切性 代表となった当事者がクラスの利益を公正かつ適切に主張することができること

- (b) (1) クラスの個々の構成員により若しくはそれに対して個別に訴えを提起することが次のような危険を生じる場合
- (A) クラスの個々の構成員との関係で裁判の不一致若しくは相違が、相手方当事者に矛盾した行動を命じることとなる場合
 - (B) クラスの個々の構成員との関係で裁判が、実際には、他の構成員で裁判の当事者でない者の利益の処分となり若しくは、その者の利益の主張を実質的に害し又は妨げることになる場合

e g 保険金や信託財産など被告から複数の原告に対して支払われる総額に上限がある場合

- (b) (2) クラスの相手方当事者がそのクラスの全体に関わる理由から、ある作為をなし若しくはそれをなすことを拒んでいるために、クラス全体との関係で最終的な差止めによる救済、又はクラス全体に対応した宣言による救済が適切とされる場合

e g 公立学校の人種別学が合衆国憲法に反するとしてその解消を求める場合

- (b) (3) 裁判所がクラスの構成員に共通する法律又は事実に関する問題が各構成員個人にのみ関わる問題に優越すると認め（支配性）、かつクラス・アクションが紛争の公正で効果的な裁判のための他の方法より優れている（優位性）と認めた場合。

以下にあげる事項を考慮

- (A) クラスの個別構成員が別々の訴訟で個別的に請求及び防御をなすことに関して有する利益
- (B) その紛争に関してクラスの個別の構成員がすでに開始し又はそのものに対して開始された訴訟の範囲と性質
- (C) クラス・アクションの管理に際して予想される困難

3つの
類型

そもそも連邦裁判所の管轄事件である必要あり。

- ①連邦問題である場合（28 USC 1331）
- ②完全州籍相違（28 USC 1332 (a)）による場合
クラス代表者が相手方と州籍が異なっておればよく、クラス構成員の中に州籍が同じものがあっても良い。
クラスの合算でなく、クラス代表者の請求が7万5000ドルを超えている必要がある。（ただし、付加的管轄法理により、クラス代表者が75000ドルを超えていれば、クラス構成員は7万5000ドルに満たなくても良い。）
- ③最小限州籍相違（28 USC 1332 (d)）による場合—クラスアクション公正法で追加された規定
100人以上の原告クラス構成員と被告との間に最小限の州籍相違があり、
全クラス構成員の請求額を合算して500万ドルを超えている場合（ただし例外あり）

クラス・アクションの沿革（判決の効力の主観的範囲等）

18世紀 英国の大法官裁判所では、訴訟の対象に利害関係を有する者は訴訟当事者として併合されなければならないとされていたが、現実に当事者にすることが不可能又は困難な場合には当事者としなくて訴訟を進行させることを認めた。
当事者とならなかった者への判決効は不明確

1842年 エクイティ規則48条は、すべての者を当事者とするかについて裁量を与え訴訟上の当事者となっていない者の請求権を侵害しないとした。
ただし、当事者にならなかった者も判決に拘束されるとの最高裁判決も出され混乱

1912年 エクイティ規則38条として改正され、当事者となっていない者の請求権を侵害しないとの制限条項を削除した。

1938年連邦最高裁規則23条 連邦最高裁規則によりコモンローとエクイティが融合されコモンロー上の請求に拡大。
真正、混性、擬似の3つのクラスアクションを定め、真正クラスアクションにおいてはメンバーは判決に拘束されると解されていた。
擬似クラスアクションにおいては、クラスに不利な判決に拘束されないが、中間判決の後にも訴訟参加者として参加して有利な判決を援用できた。

1966年改正 クラスアクションの4つの予備要件を定め、(b) (1)、(b) (2)、(b) (3)の3つの類型を定めた。
訴訟の当事者にならなかったメンバーに通知することを定め、訴訟上の当事者となっていない者へ訴訟参加を許し、和解に許可を要するとし、(b) (3)クラスアクションではオプトアウトを認め、訴訟上の当事者となっていない者へ判決効を有利にも不利にも及ぼすこととした。(b) (3)

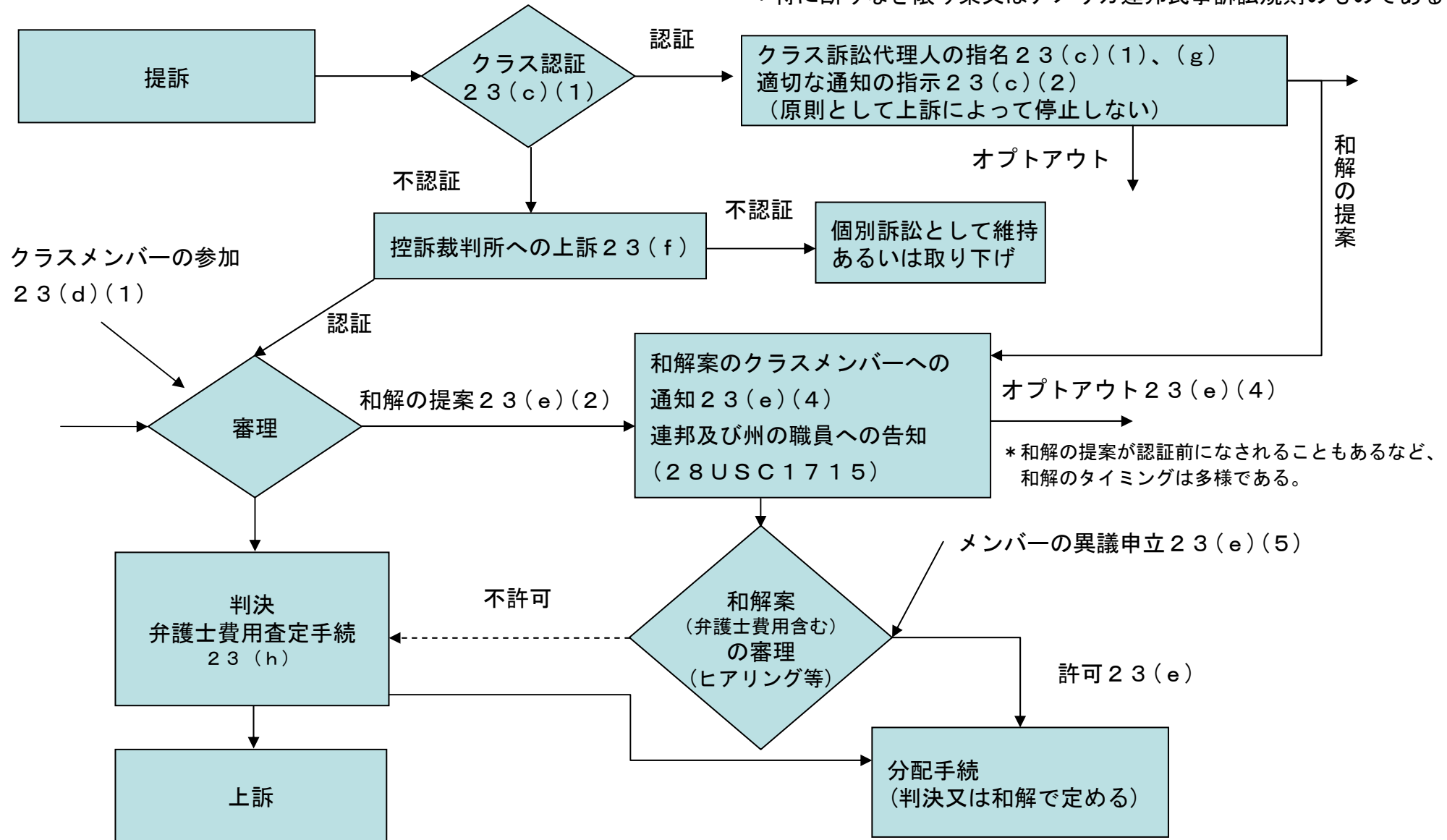
* 1987年に改正あり

1998年改正 (f) 項を追加してクラスアクションの拒否に関する連邦地裁の判断について直ちに上訴を許す裁量権を連邦高裁に与える。

2003年改正 (b) 1、(b) (2)クラスアクションについても裁判所が通知を命じることができることを明示 (c) (2) (A)
(b) (3)クラスアクションの和解について離脱の機会を再度与えることを和解案承認の条件とすることができる (e) (3)
和解に付随する当事者間の合意の裁判所への開示 (e) (2)、クラス弁護士を選任手続 (g) クラス弁護士の報酬審査 (h)

クラス・アクションの手続の流れ

* 特に断りなき限り条文はアメリカ連邦民事訴訟規則のものである



参考：メアリー・K・ケイン著石田裕敏訳『アメリカ民事訴訟手続』

藤本利一「米国クラス・アクションの現状とその問題点」関西社会経済研究所資料05-03所収

和解についての規定

○不適正な和解によりクラス構成員の利益が害される恐れがあるので、適正な和解がなされるかが重要

- ・ 連邦民事訴訟規則23条(e)で和解・同意に基づく却下について裁判所の許可を必要としている。
- ・ クラスアクション公正法により合衆国法律集28編を改正し、クーポン和解の内容、クラス構成員の保護等について定める。
→クラスアクション公正法による改正は州裁判所におけるクラスアクションにも適用されることに意義がある。

連邦民事訴訟規則23条(e)

和解・同意に基づく却下をしようとする当事者はすべての取り決めを明らかにする陳述書を提出。
提案された和解・同意に基づく却下の内容を和解に拘束されるすべてのクラス構成員に合理的な方法で通知をする。
(b)(3)クラスアクションについては、オプトアウトの機会を付与しなければ和解・同意に基づく却下を許可しないことができる。
クラス構成員は、和解・同意に基づく却下の申出に異議を述べることができる。
裁判所は和解・同意に基づく却下の提案が公正で合理的かつ適切であるか審査をし、そのような場合に許可をする。

クラスアクション公正法

28USC1712 クーポン和解

クーポン和解において、弁護士費用についてクーポン付与に起因する部分は償還されるクーポンの価値に基づくものとする。
クーポン付与を基準にしない部分については、訴訟のために合理的に費やした総時間数に基づくものとする。
和解案がクラス構成員にとって公正で合理的で十分であるか審理し書面による認定をした場合に和解案を承認する。
請求されなかったクーポン分の価値について、公益団体・政府機関へ配分することを求めることができる。

28USC1713 クラス構成員の損害に対する保護

クラス構成員が弁護士費用を支払った場合、差引計算で損失が生じる場合、非金銭的な利益が金銭的な損失を上回っている場合にのみ、和解案を承認できる。

28USC1714 地理的な所在に基づく差別に対する保護

裁判所は一部のクラス構成員が裁判所に地理的に近く居住することのみを理由に、他の構成員より高額な支払いを受ける和解案を承認できない。

28USC1715 適切な連邦および州の職員に対する告知

合衆国司法長官または被告に対する監督官庁、州の監督官庁または州司法長官に対して、和解案の告知を要求する。
告知後90日以内に和解案を承認することができない。
告知がなされていない場合には、クラス構成員は、和解に従うことを拒絶できる。

* クーポン和解 被告企業がクラス構成員に当該企業の商品又はサービスの将来の購入又は利用時に割引を受けられるクーポンを与えることを内容とする和解

ディスカバリー

意義：トライアル前にその準備のため、法廷外で当事者が互いに、事件に関する情報を開示し収集する手続

当然開示（ディスクロージャー）

- 冒頭の当然開示 26(a)(1)
自らの請求・防御に有用な情報を有している可能性のある人物の氏名・連絡先など主張する損害の明細および根拠文書 など
- 専門家証言の当然開示 26(a)(2)
専門家の見解根拠を示した意見書
専門家の専門性に関する情報業績 など
- トライアル前の当然開示 26(a)(3)
トライアルに提出予定の証人の氏名・連絡先
トライアルに提出予定の文書、その他の証拠の要録を含む証拠物件の一覧 など

ディスカバリーの範囲

- ・ いずれかの当事者の請求又は抗弁に関連する事項
- ・ 裁判所が正当理由ありと認める当該訴訟に含まれる係争事項に関連する事項 26(b)(1)
- ・ ただし、証言録取・質問書の数、証言録取の時間等に制限がある。また、請求時期に制限がある。

（例外）

- 秘匿特権 26(b)(5)
- ワーク・プロダクト 26(b)(3)
- 裁判所による保護命令 26(c)

ディスカバリーの方法

- 証言録取 30 31
- 質問書 33
- 文書提出および調査のための土地立入 34
- 身体及び精神検査 35
- 自白要求 36

<開示の手続>

- 当事者間の協議によりおこなわれる。26(f)
- 協議が整わない場合、裁判所が開示命令を発し開示を命じ、あるいは、保護命令を発して開示を制限することができる。37(a)

<開示をしない場合の制裁>

- 裁判所侮辱の制裁（拘禁・罰金）37(b)(1)(2)
- 争点、主張、請求について不利な認定をする37(b)(2)
- 不履行のために相手にかかった弁護士費用を含む費用の負担 37(b)(2)

参考 浅香吉幹『アメリカ民事訴訟法』第2版（平成20年）p73以下
渡辺惺之ほか『英和对訳アメリカ連邦民事訴訟規則』（平成17年）

外立憲治「「生きた民事裁判」の保障 米国ディスカバリー導入への提言」自由と正義52巻6号所収（平成13年）
浜野惺ほか『アメリカにおける民事訴訟の運営』（平成6年・平成4年度司法研究）

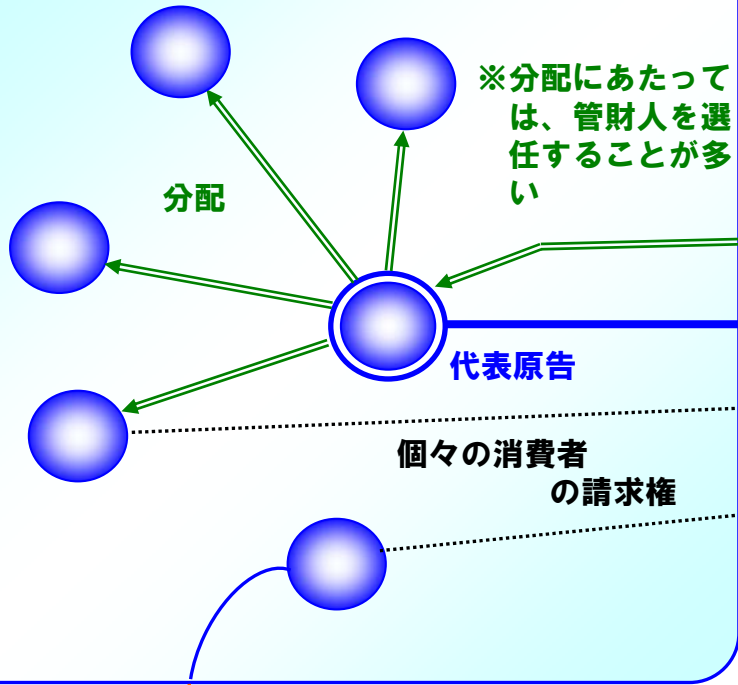
アメリカ・クラス・アクションの概要

主体	* 私人（ただし、争いとなっている事項に関係を有している必要がある。）
対象行為	* 対象事件類型に限定がなく、原告被告の属性にも限定がない。差止命令、宣言判決（ある行為が適法か違法かを宣言する）、損害賠償などが求められる。 * 被告クラス・アクションも可能。大規模不法行為訴訟で、企業側が一挙解決のためにクラス・アクションを選択することがある。
判決効	* クラス構成員に有利にも不利にも及ぶ。ただし、本来なされるべき告知がなされなかったクラス構成員には及ばない。 * 先行する訴訟でなされた和解や判決の効力は他の訴訟にも及ぶ。
損害賠償額の認定	* 填補的損害賠償（実損外の填補を目的とするもの）のほかに、重疊的損害賠償（あらかじめ2倍あるいは3倍のあらかじめ法定された倍率での損害賠償を認めるもの、独禁法分野、知的財産、労働法、消費者保護分野など多数立法例がある）、名目的損害賠償（金銭的損害の証明が困難な場合、微小な額の損害を認め違法であることを宣言するもの）、懲罰賠償（非道な行為を行ったもの及び当該行為を処罰し、将来において同様な行為を行うことを抑止することを目的として課される損害賠償）などがある。 * ただし、州法によっては、クラス・アクションでは懲罰賠償や最低額賠償を否定する立法例がある。 * 損害が容易に認定できる場合には、すべてのクラス構成員の損害が認定されることがある。 * 統計的手法により判決で認定することもある。和解では柔軟に取り入れられている。 * 全体の損害のみ確定し、個々の被害者についてはクレーム手続きで処理する方法もある。
分配方法	* 支払う額がごく小額で配分が実際的でない場合近似賠償（cy-pres）法理、流動的賠償などが用いられる。判決でも認められた例があるが、否定例もある。 * 和解では金銭配分のほか、相手方がビジネスのやり方を変える、クーポンや商品を提供するなどの方法も用いられる。 * 配分については、和解により管財人を選任することが多く、配分業務をサポートする専門の会社がある。 * 請求が少なく賠償金が余った場合に、非営利団体に余剰金が支払われる場合がある。
他の訴訟との関係	* 他のクラス・アクションと並列しうるし、実際にも例がある。判決効の問題として解決される。 * 連邦裁判所に継続している場合には、the Judicial Panel on Multidistrict Litigation が事件を特定の裁判官に集中させることがある。 * また、異なる州裁判所に継続する場合には、先行する訴訟のクラスを除外してクラス認定することがある。 * F T C の訴訟とクラス・アクションは並列しうる。
クラス・アクションにおける告知、和解	* b（1）、（2）タイプのクラス・アクションは、告知は義務的でない。b（3）タイプでは、合理的な努力により特定できる構成員に個別に通知することを必要とする。いずれのタイプでも、和解の際には告知が必要である。 * 必ずクラス認証の際と和解の際に告知がなされるというものではなく、和解が先行し、同時に通知がなされることもある。 * 州法では、個別告知を必ずしも義務化していない立法例があるとされる。 * 個別通知はクラス規模の小さい訴訟で行われ、クラス規模が大きい場合、告知が現実的でない場合には具体的状況に応じて、新聞広告、業界紙広告、職場での掲示等が行われている。 * 裁判官に広範な裁量があり、和解や取り下げに裁判官の承認が必要、クラス代理人の指定権、弁護士報酬の裁定権がある。 * 和解においては、調停人を依頼し話し合いをすることが多い。
その他米国法に特徴的な制度（証拠収集、調査制度等）	* ディスカバリーは両当事者（の代理人弁護士）主導で行われる。いずれかの当事者の請求抗弁に関するもので、非開示特権のないすべての事項が対象になる。（連邦民事訴訟規則 26 b（1）） * 立証の証明度について証拠の優越でよいとされる。 * 訴え提起時に訴額の特定不要
弁護士費用	* 裁判所がクラス代理人を指定するに当たって、費用に関する条件を定めることができる（民事訴訟規則 23（g）（1）（c）） * 弁護士費用については裁判所に裁定申立をする。クラス構成員にも合理的な方法で申立が告知される。（規則 23 h、54 d（2）） * クラス・アクション公正法によるクーポン和解の際の弁護士費用の制限あり。（5 U S C § 1712）、なお、クラス・アクション公正法は州裁判所における手続きにも適用される。

アメリカ・クラス・アクション

判決効の及ぶ範囲

共通点をもつ一定範囲の人々
[クラス]



- 代表して請求（個々の消費者からの授權不要）
- (b) (1)、(2)タイプは、告知が義務的でない
- (b) (3)タイプは、合理的な努力により特定できる構成員に個別通知が必要

勝訴又は和解が成立した場合賠償金の支払い
その他、クーポンや商品を提供する等の方法も用いられる

違反行為者

違法行為

※近似賠償（cy-pres）法理
支払う賠償額がごく少額で配分が
実際的でない場合や請求が少なく
賠償金が余った場合

※オプト・アウト
消費者はクラスからの
除外の申出が可能

非営利団体